

# 建築物耐震対策緊急促進事業(住宅・建築物防災力緊急促進事業)

多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断、耐震改修・除却・建替え、合意形成等に対して支援を行う。

※事業期限:令和12年度末

## <補助対象>

- ・対象建築物の耐震診断
- ・耐震化のための計画策定
- ・耐震改修、建替え又は除却
- ・耐震化のために必要な合意形成※  
 ※要安全確認計画記載建築物及び沿道建築物のうち、  
 ・木造以外で、道路の過半を閉塞するおそれのある建築物  
 ・地方公共団体が指定する路線の沿道建築物に限る。

## <事業要件>

- 地方公共団体が定める耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき実施されること
  - 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
  - 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること(除却する場合を除く)
  - 建替後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること
  - 建替後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること など
- 合意形成支援の要件**

  - 道路部局等と連携し、事前対策を講ずるべき道路を特定していること
  - 緊急輸送道路等の優先順位を耐震改修促進計画に位置づけること

## <建築物の耐震化に関する主なメニュー>

対象建築物		対象となる建築物の概要	補助率(公共が事業主体の場合)		
			耐震診断※1	補強設計	耐震改修等※2 (合意形成を含む)
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院、劇場、集会場、百貨店等) ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物(小学校、老人ホーム等) ・一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等	/	国 1/2	国 1/3
	要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・都道府県が指定する災害時に公益上必要な防災拠点建築物 ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	国 1/2	国 1/2	国 2/5
上記以外の建築物	避難場所等	避難所等	国 1/3	国 1/3	国 1/3
		上記以外の建築物	国 1/3	国 1/3	国 11.5%
	沿道建築物	緊急輸送道路	国 1/2	国 1/3	国 1/3
		上記以外の避難路	国 1/3	国 1/3	国 11.5%

※1 限度額 1,570~4,580円/㎡

※2 限度額 57,000円/㎡(建築物の場合)。除却・建替えの場合は改修費用相当額に対して助成